

第27回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成23年9月28日（水）19：00～

場所：八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 検 討

■ 条文の再検討

＝ 直接民主的制度をめぐる現在の国の動向等を踏まえ、前回、「住民投票」の条文について、検討、協議を行ったが、結論に至っていないので、今回も引き続き検討を行った。

(1) 「住民投票」について

【主な意見】

<委員長>

＝ 住民投票の参加者要件について、前回に引き続いて検討を行っていきたい。

住民投票という制度は、今までは、条例を根拠に行われてきたものであり、法律規定にはなかったことである。今回の地方自治法改正の動きは、法律に「住民投票」を規定し、法律に根拠を置いた制度にしようとするものであり、その参加者要件は、公職選挙法に準じる「満20歳以上の日本国籍を有する者」という内容になることが大いに予想される。

条例は法律に違反しないのが原則であり、法改正が将来的なことであるとしても、今の自治基本条例案の「満18歳以上、永住外国人を含む」という参加者要件は、法律に違反する可能性が高いと考えられる。

また、このままの条例案でいくと、法律違反を理由に議会に否決される可能性もあり、そうなると、この条例を検討してきた目的が達成できないこととなってしまうので、それだけは避けたい。

しかし、今まで検討してきた過程、経過もあるので、委員の皆さんの思

いを考えれば、簡単に修正することとはならないと思っているので、慎重に協議したい。

片山総務大臣は辞職となったが、今までの片山元大臣の発言のとおり「公職選挙法に準じる」というのが、今のところの総務省の見解であり、仮に、今のままの条例案が議会で可決されたとしても、総務省の見解どおりの地方自治法改正が成されれば、いずれ、条例も改正せざるを得なくなるだろう。

- ≫ 国の動向に合わせる、つまり、法律に反しないような条例にすることも必要であると思う。
- ≫ 公職選挙法の基準に合わせる方が、今の国の動向から考えても妥当だろうと思う。

<委員長>

= 法改正がいつになるか不明だが、法改正が行われた後の状況を見極めながら、この条例の見直しの検討の際に、改めて議論することもできる。このままの内容で条例提案した場合、仮に議会で否決されなくても、修正される可能性が高いと思うが、この会の委員長としては、できれば修正のない全会一致が望ましいと考えている。

- ≫ 地方自治法の改正がなければ、今までの検討経過もあるので、委員会の考えとして、外国人や18歳以上を含めたいと思う。
- ≫ 修正のない議会の全会一致を気にしすぎずに、今までの委員会としての考えを通したい気持ちもある。

<委員長>

= 委員の皆さんの気持ちは十分に分かる。しかし、法律と条例の関係を踏まえた議論を十分にしておかなければならないし、そこには合理的な理由や根拠が必要になってくることも考えておいていただきたい。

- ≫ 委員会の意見をそのまま通して、その結果、町長や議会が修正するならば、それはそれで仕方ないのではないか。今までの委員会での検討経過もあり、その意見を変えてしまっただけでは、意味の無いものになってしまうのではないか。

<委員長>

= 今までの検討経過もあり、皆さんの考えは十分に分かっているつもりだ

が、それを変えたからといって、意味がなくなるとは私は思わない。この条例は作ること自体に意味があるので、自治基本条例の制定前である現段階では、制定することが一番の目的であると思う。

- ≫ いつ制定になるか分からない法律に影響を受けるのはどうかと思う。
- ≫ 個人的な考えとして、18歳、19歳を含めることに反対してきたが、現時点でも反対したい。18歳、19歳は学生が多い年代であり、学業が中心だと思うので、そういった方を巻き込むことには、やはり反対である。

また、18歳、19歳の方の中には、住民票は八頭町にあっても実際は県外に出ておられる方も多くおられると思う。

- ≫ 委員の一人としては、今までのこの委員会の考えを通したい気持ちで一杯だが、法律のことを考慮することは必要であるし、今回の法律の影響により、「満20歳以上の日本国籍を有する者」という要件に変更することには法的な合理性があると思う。

また、別の問題だが、北海道などでは中国企業等による土地買収が大変な問題になっているが、これは八頭町を始め、全国どこでも考えられることであり、何か対策が必要だと感じている。外国人の方を排除するというのではないが、住民投票に関する法改正は別としても、この問題は、やはり慎重に議論すべきことだと思う。

- ≫ 「条例は法律に違反してはいけない」という大きなルールがある。この委員会としても、法律改正の可能性を今回承知した訳であり、それを知りながらこのままの内容で条例案をまとめることには問題があるのではないか。

また、議会は町民の皆さんが選んだ議員によって構成されているものであり、その判断や考えには重みがある。それを踏まえれば、議会も納得できるものでないと意味がないと思う。

学校の統廃合の件では、審議会において、何十回も会議を重ねて、委員の皆さんが考えられ、答申を出されたが、その後、色々なところで反対意見が相次いでいる。審議会の委員の皆さんもそのことは残念に感じておられると思う。この委員会判断としては、私たち委員の考えだけではなく、感情的になり過ぎずに、より多くの町民の方や議会に賛成してもらえるような合理的な条例にしなければいけないと思う。

<委員長>

＝ 今、「感情的にならずに」という意見があったが、もし仮に、今回の会議が住民投票について協議する最初の会であったならば、すんなりと「法律に準じる」という結論になるようにも思われる。

ただ、現実には、住民投票の条文については、一番議論を行ってきた事項であるだけに、修正することで「しこり」が残ると思われるし、委員長としても大変心苦しいが、国が制定しようとしている法律改正の内容から見て、本条例の住民投票の参加者要件を「満 20 歳以上の日本国籍を有する者」に修正したいと思う。

ただし、この件については、法改正の動向を見極めながら、今後、条例制定後の見直しの中で検討していただきたい。

住民投票に関する地方自治法改正の動向により、住民投票の参加者要件について、本条例も同様の内容である、「満 20 歳以上の日本国籍を有する者」に修正することです承いただきたい。（＝承認）

(2) その他

【主な意見】

<事務局>

＝ 「条例の見直し」の条文については、現在の案では主語が「町長は」となっているが、議会と町長が一体となって見直しを行うことも必要であるため、「町は」と修正した方が良いのではないかと考えている。

≫ 委員会として異論はない。

<委員長>

＝ 「条例の見直し」の条文の主語を修正することでよろしいか（＝承認）

4. その他

■ 今後の予定

＝ 今回会議で委員会の検討はほぼ終わった。今回検討の意見を踏まえて、条例(案)の再度の修正を行い、今後は、3月議会への提案を目指して議会との調整を行っていく。

また、今回の住民投票条文の修正は、重要事項であるため、10月初めから開催する行政懇談会で町民の方々に報告していく。

5. 閉 会

以 上。